

第2号議案

余裕金等の運用について
(案)

余裕金等の運用については、2022年度第3回評議員会（2023年2月1日開催）及び第15回通常総会（2023年3月1日開催）において議決された2023年度余裕金等運用方針に従い実施しているが、より安定的な運用を実施するため3か月運用を行う場合の基準を下記のとおり定めることとする。

記

1. 3か月運用を行う場合は、原則として、運用開始時に手持保有資金と1か月運用を行おうとする金額の合計が5千億円以上の場合とする。
2. 手持保有資金と1か月運用を行おうとする金額の合計が5千億円未満の場合は、原則として、3か月運用を取り止め1か月運用に切り替えることとする。

以上

〈参考〉

2023年度余裕金等運用方針

運用対象	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する 特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金
基本方針	原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の 確保に努める
運用額	原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額
運用方法	原則として、運用額の50%を3か月サイクルの 譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする
運用額以外の預金の管理	決済用預金で保有
運用益	納付金に充当
運用額の単位	10億円